

令和6年6月12日

お知らせ

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、下記のとおり、産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

- 被処分業者（産業廃棄物収集運搬業）
大分県宇佐市大字下高1724番地
有限会社山末建設
取締役 野中 太樹
- 処分日
令和6年6月12日
- 行政処分の内容
産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
- 行政処分の理由
有限会社山末建設が罰金刑の処分を受け、その執行が終わって5年を経過していないことが判明した。
この事実により、当該事業者は法第14条第5項第2号イ（同号イに規定する法第7条第5項第4号ニに該当）に該当し、法第14条の3の2第1項第1号の産業廃棄物収集運搬業許可の取消事由に該当するに至ったため。